

正する法律の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果につき御報告いたします。

御承知の通り、執行吏は、一般の公務員に準じて恩給を受けることになります。その年額については、執行吏の手数料に対する國庫補助基準額を俸給年額とみなし、一般的の公務員の給与水準に応じて定められているのであります。このたび政府におきましては、一般の老令退職公務員の恩給について、その計算の基礎となつている俸給年額を増額する等、所要の措置を講ずる法律案を別途提出したことに対応し、執行吏の恩給につきましても、昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた執行吏の恩給について、その年額を、一万五千四百八十三円の給与水準による国庫補助基準額である額に増額することとしたのであります。

以上が、本法律案提出の趣旨であります。

さて、委員会におきましては、三月十日、政府当局より提案理由を聴取しました後、慎重に審議を重ね、大川委員より、執行吏の待遇改善、研修、競売ブローカーの取締り等につき質疑がなされました。その詳細は会議録に譲ります。

かくして、四月二十三日討論に入りましたところ、別に發言もなく、採決に入り、全会一致をもつて、これを政

府原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、恩赦法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果につき御報告いたします。

本法律案は、第二十六回国会に、本院議員高瀬莊太郎君外四名から発議され

たものであります。その提案の趣旨は、政令恩赦の公正妥当を期するた

め、内閣に諮問機関として恩赦審議会

を設け、その委員には、衆議院議長、

参議院議長、法務大臣、最高裁判所長

官、検事総長、日本学術會議会長、日

本弁護士連合会会長を充てることと

し、内閣は、政令恩赦の決定については、

あらかじめこの恩赦審議会に諮問しな

ければならないとするものであります。

当委員会においては、第二十六

回国会において、発議者から提案理由

を聴取し、以来、継続して審議を重ね

ましたが、今国会においても慎重に審

議を尽し、多くの委員から熱心な質議

がなされました。特に、恩赦審議会の

委員の顔ぶれと民意の反映との関係、

恩赦制度の根本的あり方、日本弁護士

連合会会长の任命上の問題等が論議の

中心となつたのであります。その詳

細につきましては、会議録に譲ります。

かくして、四月二十三日質疑を打ち

成の討論がなされ、かくて採決の結

果、全会一致をもつて、これを可決す

べきものと決定いたしました。

なお、亀田得治君から、本法律案に

法律案

日程第十、国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案（いす

の事務を掌理する。

第八条の見出しを削り、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を

同条第三項とし、同項の次に次の一

項を加える。

4 学識経験者のうちから任命され

る参与の任期は、二年とする。但

し、再任されることがあります。

第八条第一項を同条第二項とし、

同条に第一項として次の一項を加え

く。

（特別な職）

第六条 長官官房に官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて長官官房

の事務を掌理する。

つましく、「恩赦制度の精神にかんがみます。

ます。

御承知の通り、執行吏は、一般の公

務員に準じて恩給を受けることになつ

</

(本文及び
は衆議院修正)

総理府設置法の一部を改正する法律
案

法律

総理府設置法（昭和二十四年法律
第百二十七号）の一部を次のように
改正する。

第三条中第三号を第四号とし、第
二号を第三号とし、第一号の次に次
の一号を加える。

二 南方地域（硫黄島、伊平屋
島、北緯二十七度以南の南西諸
島（大東諸島を含む）、嫗婦岩
の南の南方諸島（小笠原群島、
西之島及び火山列島をいう。）、
沖の島島及び南鳥島をいう。以
下同じ。）及び北方地域（政令で
定める地域をいう。以下同じ。）
に関する事務（外務省の所掌に
属する事務を除く。以下同じ。）
第四条中第十八号を第十九号と
し、第十七号の次に次の一号を加え
る。

十六 南方地域及び北方地域に關
する事務を行ふこと。
第五条第一項中「二局」を「三局」
に、「統計局」を「特別地域連絡局」に
改める。

第九条 特別地域連絡局において
は、左の事務をつかさどる。

一 本邦（出入国管理令（昭和二十
六年政令第三百十九号）第二条
第一号に規定する本邦をいう。
以下同じ。）と南方地域との間の
渡航に関する事務を行うこと。

一 管轄区域におけるアメリカ合
衆国の政府機関との連絡を行
うこと。

第一項第二号から第四号までに掲
げる事務（同条第一項第二号に掲
げる事務については、第九条第一
号に掲げる事務を除く。）について
は、その事務を管理する主任の大
臣は、所長を指揮監督することが
できる。この場合において、主任
の大臣は、内閣総理大臣に協議し
なければならない。

合において、これらの規定中「大使
及び公使以外の在外職員」とあり、
又は「在外職員」とあるのは「職員」
と、「当該在外職員」とあるのは「
当該職員」と、「在勤俸及び加俸」
とあり、又は「在勤俸」とあるのは
「在勤手当」と、第四条第一項中
に掲げる事務で管轄区域に係る
ものを行ふこと。

二 第九条第一号から第四号までに
掲げる事務で管轄区域に係る
ものを行ふこと。

四 本邦と管轄区域との間の貿易
に関する事務を行ふこと。

「特別職の職員の給与に関する法
律第八条並びに一般職の職員の給
与に関する法律」とあるのは「一般
職の職員の給与に関する法律」と、
第十条第二項中「外国」とあるのは
「日本政府南方連絡事務所の所在
地」と、同条第五項中「本邦へ出張
を命ぜられ、又は休暇帰國を許さ
れた」とあるのは「本邦へ出張を命
ぜられた」と読み替えるものとす
る。

三 本邦と管轄区域との間の文化
の交流に関する事務を行ふこと。

第十四条の次に次の二条を加え
る。

3 前項の規定にかかわらず、前条
第一項第二号から第四号までに掲
げる事務（同条第一項第二号に掲
げる事務については、第九条第一
号に掲げる事務を除く。）について
は、「當該在外職員」と、「在勤俸及び
加俸」と、「當該職員」とあるのは「
当該職員」と、「在勤俸」とあるのは
「在勤手当」と、第四条第一項中
に掲げる事務で管轄区域に係る
ものを行ふこと。

五 本邦と南方地域との間の貿易
易、文化の交流その他南方地域
に関する事務及び北方地域に關
する事務に關し、関係行政機關
の事務の総合調整及び推進を図
ること。

第十一条第二項中「外國」とあるのは
「日本政府南方連絡事務所の所在
地」と、同条第五項中「本邦へ出張
を命ぜられ、又は休暇帰國を許さ
れた」とあるのは「本邦へ出張を命
ぜられた」と読み替えるものとす
る。

3 在外公館に勤務する外務公務員
の給与に関する法律（昭和二十七年
法律第九十三号）第二条第三項、第
三条、第四条、第十条（第三項を除
く。）及び第二十一条第二項の規定
は、第一項の俸給、扶養手当、期末
手当及び勤勉手当並びに在勤手当
の支給について準用する。この場
合に置いて、これらは規定中「大使
及び公使以外の在外職員」とあり、
又は「在外職員」とあるのは「職員」
と、「當該在外職員」とあるのは「
当該職員」と、「在勤俸及び加俸」
とあり、又は「在勤俸」とあるのは
「在勤手当」と、第四条第一項中
に掲げる事務で管轄区域に係る
ものを行ふこと。

六 南方同胞援護会法（昭和三十
二年法律第百六十号）の施行に
關すること。

第十一条中「南方連絡事務局」を「日
本国政府南方連絡事務所」という。
第十三条 日本国政府南方連絡事務所
(特別地域連絡局の事務)

3 この法律施行の際現に南方連絡
事務局（日本政府南方連絡事務所
を除く。）及び那覇日本政府南方連
絡事務所の職員である者は、別に
辞令を發せられない限り、同一の
勤務条件をもつて、それぞれ特別

2 南方連絡事務所の設置法（昭和二
十七年法律第二百十八号）は、廢
止する。

3 在外公館に勤務する外務公務員
の給与に関する法律（昭和二十七年
法律第九十三号）第二条第三項、第
三条、第四条、第十条（第三項を除
く。）及び第二十一条第二項の規定
は、第一項の俸給、扶養手当、期末
手当及び勤勉手当並びに在勤手当
の支給について準用する。この場

合において、これらは規定中「大使
及び公使以外の在外職員」とあり、
又は「在外職員」とあるのは「職員」
と、「當該在外職員」とあるのは「
当該職員」と、「在勤俸及び加俸」
とあり、又は「在勤俸」とあるのは
「在勤手当」と、第四条第一項中
に掲げる事務で管轄区域に係る
ものを行ふこと。

2 南方連絡事務所の設置法（昭和二
十七年法律第二百十八号）は、廢
止する。

3 この法律施行の際現に南方連絡
事務所の職員である者は、別に
辞令を發せられない限り、同一の
勤務条件をもつて、それぞれ特別

2 所長は、内閣総理大臣の命を受
け、所務を掌理する。

第十四条 南方連絡事務所に、所長
を置く。

第十四条を次のように改める。

8

地域連絡局及び那覇日本政府南方連絡事務所の職員となるものとする。

〔審査報告書は都合により追録に

掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

恩給法等の一部を改正する法律案によつて国会法第八十三条により付する。

昭和三十三年四月九日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「一割五分」を「二割」に、「二割五分」を「三割」に、「三割」を「五割」に改める。

第五十九条ノ五中「第六十五条第二項」の下に「乃至第六項」を加える。

第六十五条第一項中「退職当時ノ俸給年額及」及び「ただし書を削り、同条に次の三項を加える。」

前項ノ規定ニ拘ラズ增加恩給ア受クル者ノ退職後出生シタル未成年ノ子ニシテ出生当時ヨリ引続キ増加恩給ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルモノアルトキハ同項ノ未成年ノ子ト合シテ四人ヲ超エザル員数ヲ限リ之ヲ扶養家族トス

前項ノ未成年ノ子ニ付テハ第二項ノ金額ハ二千四百円トス但シ其ノ中一人ニ付テハ第三項ノ未

成年ノ子ナキトキニ限り第二項ノ金額ニ依ル

第一項ノ場合ニ於テ增加恩給ヲ受クル者ノ不真麻疾ノ程度特別

第六十五条ノ二第一項中「退職時ノ俸給年額及」を削り、同条

第二項を削る。

別表第二号表及び第三号表を次のように改める。

第六十五条ノ二第一項中「退職当

十五号ノ二第一項」に改める。

附則第十四条第三号中「百五十

分の三・五」を「百五十分の四・五」に、「百五十分の二十五」を「百

五十分の二十二」に改める。

附則第十六条第二項中「退職当

時の俸給年額及び」を削る。

附則第十八条第一項中「この法

律施行の日」の下に「この法律施行後給与事由が生じたときは、その給与事由が生じたときは、その

給与事由が生じたときは、その

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のよう改める。

附則第五条第一項中「第六十五

号ノ二(第三項を除く。)」を「第六

十五号ノ二第一項」に改める。

附則第十四条第三号中「百五十

分の三・五」を「百五十分の四・五」に、「百五十分の二十五」を「百

五十分の二十二」に改める。

附則第十六条第二項中「退職当

時の俸給年額及び」を削る。

附則第十八条第一項中「この法

律施行の日」の下に「この法律施行後給与事由が生じたときは、その給与事由が生じたときは、その

給与事由が生じたときは、その

附則第二十二条の二 恩給法第四十六

条第三項の規定により、又は改

正前の恩給法第四十六条第三項

(改正前の恩給法第四十六条ノ

二第二項の規定により準用され

る場合を含む。)の規定の例によ

り、旧軍人、旧軍人又は旧軍

属に給する増加恩給又は傷病年

金を給し、又は改定する場合に

おいては、当該恩給の給与の始

期は、これらの規定にかかる

ず、恩給審査会の議決によりそ

の議決をする月以前の月とする

ことができる。

附則第二十三条第六項中「百

五十分の三・五」とあるのは「百

十分の二・五(警察監獄職員にあ

つては、百五十分の三・五)と読

み替えるものとする」を「読み替えるものとし、同条第三号の規定によ

り百五十分の五十から所要最短在

第三号表

傷病ノ程度	金
第一款症	一六〇,〇〇〇円
第二款症	一二八,〇〇〇円
第三款症	一一二,〇〇〇円
第四款症	九六,〇〇〇円
第五款症	八〇,〇〇〇円

附則別表第五

傷病の程度	金額
第一二目症	四八、〇〇〇円
第一三款症	一九、〇〇〇円
第一四款症	一一一、〇〇〇円

附則別表第三

(イ) 恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料の場合

階級	大將	大佐	大尉	准士官	曹長	軍曹	伍長	兵
率	一七〇〇 <small>割</small>	一五〇〇 <small>割</small>	一三〇〇 <small>割</small>	三一六 <small>割</small>	二八七 <small>割</small>	二〇六 <small>割</small>	三一七 <small>割</small>	三一七 <small>割</small>
少將	中將	大佐	大尉	准士官	曹長	軍曹	伍長	兵
少佐	中佐	少佐	中尉	兵上 曹等	兵一 曹等	兵一 曹等	兵二 曹等	兵
少尉	中尉	少尉	准士官	兵上 曹等	兵一 曹等	兵一 曹等	兵二 曹等	兵
准士官				兵上 曹等	兵一 曹等	兵一 曹等	兵二 曹等	兵
兵				兵上 曹等	兵一 曹等	兵一 曹等	兵二 曹等	兵

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

(ロ) 恩給法第七十五条第一項第三号に規定する扶助料の場合

傷病の程度	年額
第七項症	一一一、〇〇〇円
備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。	

附則別表第四

階級	大將	大佐	大尉	准士官	曹長	軍曹	伍長	兵
率	一〇〇〇 <small>割</small>	二五〇 <small>割</small>	三三〇 <small>割</small>	一五三九 <small>割</small>	一八三 <small>割</small>	一九三〇 <small>割</small>	一九八一 <small>割</small>	三一三〇 <small>割</small>
少將	中將	大佐	大尉	准士官	曹長	軍曹	伍長	兵
少佐	中佐	少佐	中尉	兵上 曹等	兵一 曹等	兵一 曹等	兵二 曹等	兵
少尉	中尉	少尉	准士官	兵上 曹等	兵一 曹等	兵一 曹等	兵二 曹等	兵
准士官				兵上 曹等	兵一 曹等	兵一 曹等	兵二 曹等	兵
兵				兵上 曹等	兵一 曹等	兵一 曹等	兵二 曹等	兵

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

の生じた法律第百五十五号による
改正前の恩給法第七十五条第一項

第二号から第四号までに規定する
扶助料で、その年額の計算の基礎
となつていてる俸給年額が七万九千
八百円未満のものの年額を改定
する場合においては、当該俸給
年額は、七万九千八百円とみな
す。

第六条 附則第四条第一項中「昭和
三十五年七月分以降」とあるの
は、普通恩給又は普通扶助料を受
ける者（旧軍人及び旧準軍人並び
にこれらの者の遺族を除く。）で、
昭和三十三年十月一日において六
十五歳に満ちているものについて
は「昭和三十三年十月分以降」と、
同日後昭和三十五年五月三十一日
までの間に六十五歳に満ちるも
のについては「六十五歳に満ちた
日の属する月の翌月分以降」と読
み替えて、同条の規定を適用する
ものとする。この場合において、
普通扶助料を受ける者が二人あ
り、かつ、その二人が普通扶助料
を受けているときは、そのうちの
一人が六十五歳に満ちた月をも
つて、その二人が六十歳に満ち
る月とみなす。

2 前項の規定により年額を改定さ
れた普通恩給及び普通扶助料は、
昭和三十五年六月分まで、改定年
額を改定された年金額との差額の十分
の五を停止する。

第七条 附則第四条の規定により年
額を改定された年金額を受ける者
(増加恩給又は傷病年金と併給
される普通恩給を受ける者並びに
扶助料を受ける妻及び子を除く。)
については、その者が六十歳に満
ちる月までは、改定年額と改定前
の年額との差額を停止する。この
場合において、扶助料を受ける者
が二人あり、かつ、その二人が扶
助料を受けているときは、そのうち
の年長者が六十歳に満ちる月を
もつて、その二人が六十歳に満ち
る月とみなす。

第八条 附則第四条の規定により年
額を改定された普通扶助料以外の
扶助料は、昭和三十五年六月分ま
で、改定年額と改定前の年額との
差額の十分の五を停止する。

第九条 恩給法第六十五条の改正規
定の施行の際現に増加恩給（第七
項症の増加恩給を除く。）を受けて
いる者については、昭和三十三年
十月分以降、その年額（同法第六
十五条第二項の規定による加給年
額を除く。）を、改正後の法律
第十一条 第二条中法律第百五十五
号附則第二十二条第一項中同法附
則別表第四に係る部分の改正規定
の施行の際現に第七項症の増加恩
給を受けている者については、昭
和三十三年十月分以降、その年額
(同法による改正前の恩給法第六十五
号ノ二第三項の規定の例による加
給年額を含む。)に達しない者につ
いては、この改定を行わない。

第十一条 第二条中法律第百五十五
号附則第二十二条第一項中同法附
則別表第四に係る部分の改正規定
の施行の際現に第七項症の増加恩
給を受けている者については、昭
和三十三年十月分以降、その年額
(同法による改正前の恩給法第六十五
号ノ二第三項の規定の例による加
給年額を含む。)に達しない者につ
いては、この改定を行わない。

第十二条 第二条中法律第百五十五
号附則第二十二条第一項中同法附
則別表第五の年額が從前の年額（同
法による改正前の恩給法第六十五
号ノ二第三項の規定の例による加
給年額を含む。)に達しない者につ
いては、この改定を行わない。

第十三条 旧軍人若しくは旧準軍人
(旧軍人等の恩給年額の改定)
又はこれらの者の遺族として普通
恩給又は普通扶助料を受ける者に
ついては、昭和三十五年七月分以
降、その年額を、改正後の法律第
百五十五号附則別表第四の年額

ない者については、この改定を行
わない。

2 昭和三十三年十月一日前に給与
事由の生じた第七項症の増加恩給
の増加恩給を除く。)の同年九月分
までの年額の計算については、
同日以後も、なお従前の例によ
る。

2 昭和三十三年十月一日前に給与
事由の生じた第七項症の増加恩給
の増加恩給を除く。)の同年九月分
までの年額の計算については、
同日以後も、なお従前の例によ
る。

3 改正後の恩給法第六十五条第六
項の規定による加給は昭和三十三
年十月分から、改定後の同法第四
項及び第五項（法律第百五十五号
附則第二十二条第三項において準
用する場合を含む。）の規定による
加給は昭和三十四年一月分から行
う。

3 改正後の恩給法第六十五条第六
項の規定による加給は昭和三十三
年十月分から、改定後の同法第四
項及び第五項（法律第百五十五号附則第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による加給は昭和三十四年一月分から行う。

2 旧軍人又は旧準軍人の遺族とし
て恩給法第七十五条第一項第二号
又は第三号に規定する扶助料を受
ける者については、昭和三十三年
十月分以降、その年額を、改定後
の法律第百五十五号附則第二十二
条の規定により算出して得た年額
に改定する。この場合においては、
前項ただし書の規定を準用する。

3 附則第四条第三項及び附則第
七条の規定は前二項の規定によ
る恩給年額の改定の場合に、附
則第六条の規定は第一項の規定に
よる恩給年額の改定の場合に、附
則第八条の規定は前項の規定によ
る恩給年額の改定の場合に準用する。

第十四条 法律第百五十五号附則第
二十四条の三の改正規定の施行に
伴い改定されるべき年金たる恩給
の給与は、昭和三十五年七月から
始めるものとする。

第十五条 第四条の規定の施行の際
現に旧軍人等の遺族に対する恩給

額に達しない者については、この
改定を行わない。

第十四条の規定を適用して算出し
て得た年額に改定する。ただし、
その年額の計算の基礎となつてい
る仮定俸給年額が四十三万八百円
以上の普通恩給又は普通扶助料を
受ける者については、この限りで
ない。

第十四条の規定を適用して算出し
て得た年額に改定する。ただし、
その年額の計算の基礎となつてい
る仮定俸給年額が四十三万八百円
以上の普通恩給又は普通扶助料を
受ける者については、この限りで
ない。

附則別表第二

恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
二〇四、〇〇〇円	二二八、〇〇〇円
二四〇、〇〇〇円	二六九、四〇〇
二八八、〇〇〇円	三〇九、〇〇〇
三三六、〇〇〇円	三五七、〇〇〇
三八四、〇〇〇円	三九一、四〇〇

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が二〇四、〇〇〇円未満の場合においては、附則別表第一の例による。

附則別表第四

仮定俸給年額	率
四二二、六〇〇円	一八・五割
二七三、一〇〇円以上四〇六、八〇円以下	一九・〇割。ただし、仮定俸給年額が二七三、一〇〇円以上二八二、七〇〇円以下のものにあつては、二八六、二〇〇円を仮定俸給年額とみなして、この割合による。
一六〇、七〇〇円以上二六九、四〇円以下	一〇・〇割
一六〇、七〇〇円以上二六九、四〇円以下	一〇・〇割

附則別表第五

仮定俸給年額	率
四二二、六〇〇円	一三・九割
二七三、一〇〇円以上四〇六、八〇円以下	一四・三割。ただし、仮定俸給年額が二七三、一〇〇円以上二八二、七〇〇円以下のものにあつては、二八六、二〇〇円を仮定俸給年額とみなして、この割合による。
一六〇、七〇〇円以上二六九、四〇円以下	一五・〇割
一六〇、七〇〇円以上二六九、四〇円以下	一五・〇割

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により付する。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が二三八、〇〇〇円未満の場合においては、附則別表第一の例によつてある。

法律案

法別表の仮定俸給（次の各号に掲げる年金については、当該各号に

掲げる仮定俸給。以下次条第一項において「昭和三十一年の仮定俸給」といふ。）が三万四千五百円以下のものについては、昭和三十五年七月分以後、当該仮定俸給に対する別表第一の仮定俸給を俸給

令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

（特別措置法による退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額の改定）第一条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」といふ。）第六条第一項第一号の規定により改定された年金又は同法第七条の二第一項の規定により支給される年金のうち、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」といふ。）の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当するもの（以下この条において、それぞれ「退職年金」、「廃疾年金」又は「遺族年金」といふ。）で、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十八年法律第一百三十三号の適用を受けなかつた年金、昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十八年法律第一百六十号。以下「昭和二十八年法律第一百六十号」といふ。）第三条の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給（同法第

三条第四項において準用する同

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

昭和三十三年四月四日

法第三条第二項の規定により前年金額をもつて改定年金額としたものについては、同法第三条第三項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基準となるべき司法別表の仮定俸給率。以下次条第一項においていう。)

2 前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少いときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

3 第一項の規定により年金額を改定された退職年金又は遺族年金を受ける者(遺族年金を受ける妻、子及び孫を除く。)については、その者が六十歳に達する月までは、改定年金額と従前の年金額との差額の支給を停止する。この場合において、遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者が六十歳に達する月をもつて、その二人以上の者が六十歳に達する月とみなす。

4 第一項中「昭和三十五年七月分以後」とあるのは、退職年金、廃疾年金又は遺族年金を受ける者で、昭和三十三年十月一日において六十五歳に達しているものにつ

いては昭和三十三年十月分以後と、同日後昭和三十五年五月三十日までの間に六十五歳に達するものについては「六十五歳に達」とした日の属する月の翌月分以後として、同項の規定を適用するものとする。この場合において、遺産年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者が六十五歳に達する月をもつて、その二人以上の者が六十五歳に達する月とみなす。

前項の規定により年金額を改定された年金については、昭和三十年六月分までは、改定年金額と従前の年金額との差額の十分の五に相当する金額の支給を停止する。

(特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)

第二条 特別措置法第六条第一項第三号の規定により改定された年金額のうち次の各号に掲げるもので、それぞれ昭和三十一年の仮定俸給又は昭和二十八年改定の仮定俸給が三万四千五百円以下であるものについては、第一号に掲げる年金にあつては昭和三十五年七月分以後、第二号に掲げる年金にあつては昭和三十三年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 公務による傷病を給付事由とする年金 昭和三十一年の仮定
俸給に対応する別表第一の仮定俸給をみなし、それぞれ
旧陸軍共済組合、特別措置法等
法第二条に規定する外債關係又は同
組合が支給した年金の算定の基
例（その算定の際俸給月額に垂
すべき月数については、同法第
六条第三項の規定により改定さ
れた月数によるものとする。）に
より算定した額

二 公務による死亡を給付事由と
する年金又は公務による傷病を
給付事由とする年金を受ける権
利を有する者の公務によらない
死亡を給付事由とする年金 昭
和二十八年改定の仮定俸給に対
応する別表第一の仮定俸給を俸
給とみなし、それぞれ前号に規
定する旧陸軍共済組合、共済協
会又は外債關係共済組合が支給
した年金の算定の例（その算定
の際俸給月額に垂すべき月数に
ついては、公務による死亡を給
付事由とする年金にあつては、
別表第二の上欄に掲げる当該仮
定俸給の区分に応じ同表の下欄
に掲げるところに従い、その率
を二箇月に乘じた月数によるも
のとし、公務による傷病を給付事
由とする年金昭和三十一年の仮定

事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とする年金にあつては、同法第六条第三項の規定により改定された月数によるものとする。)により算定した額は、昭和二十八年法律第百六十二号第三条又は前項若しくは第五項において準用する前条第二項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和三十三年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 前項第一号に掲げる年金

表第三に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が二級又は二級に該当するものにあつては三万一千円を、三級から六級までに該当するものにあつては七千円をそれを加算した額とする。)

二 前項第二号に掲げる年金のうち公務による死亡を給付事由とするもの 四万三千百二十三円

三 前項第二号に掲げる年金のうち公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とするもの 二万五千八百七十四円

は、第一項の規定により改定される額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和三十五年七月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 前項第一号に掲げる年金 五万一千円

二 前項第三号に掲げる年金 三万六百円

4 第二項第二号に掲げる年金を受ける権利を有する者に扶養遣族（戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十七年法律第百二十七号）第二十四条に規定する遺族（夫、子、父、母、孫、祖父又は祖母）については、同法第二十五条第一項各号の条件に該当するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。があるときは、第二項第二号又は前項第一号に掲げる金額に次に掲げる金額を加えた金額を当該各号に掲げる金額として、前二項の規定を適用する。

一 扶養遣族が一人である場合 五千円

二 扶養遣族が二人以上である場合 七千円

5 前条第一項、第四項及び第五項の規定は第一項第一号の規定による年金額の改定の場合について、同条第二項、第三項及び第五項の規定は第一項第一号の規定によ

(端數計算)

詩算

第五条 前四条の規定により年金額を改定する場合において、これら

の規定により算出して得た年金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。ただし、その端数を切り捨てた金額が改定前の年金額を下ることとなるときは、この限りでない。

四

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第四項の規定

は、昭和三十五年七月一日から施行する。

昭和二十三年六月三十日以前に
給付事由の生じた國家公務員共済
組合法等の規定による年金の額の
改定に関する法律の一部を次のよ
うに改正する。

八、六五〇円	一〇、〇〇〇円
九、二五〇円	一〇、八〇〇円
九、五五〇円	一一、二〇〇円
九、八五〇円	一一、六〇〇円
一〇、二五〇円	一二、一〇〇円
一〇、六五〇円	一二、六〇〇円
一一、一〇〇円	一三、一〇〇円
一一、五五〇円	一三、三九二円
一一、〇〇〇円	一三、八九二円
一二、四五〇円	一四、三八三円
一二、九〇〇円	一四、八八三円
一三、四〇〇円	一五、一五八円
一四、〇〇〇円	一五、八四二円
一四、六〇〇円	一六、五一七円
一五、二〇〇円	一七、二〇〇円
一五、八〇〇円	一七、八八三円
一六、四〇〇円	一八、五五八円
一七、一〇〇円	一九、二五八円
一七、八〇〇円	一九、六九二円
一八、五〇〇円	二〇、三九二円
一九、二〇〇円	二一、一五八円
二〇、〇〇〇円	二一、九五八円
二一、六〇〇円	二三、五五八円
二二、四〇〇円	二三、八五〇円

一年金額の算定の基準とな

つてゐる昭和二十一年法律第三百六十号別表若しくは昭和三十一年法律第三百三十三号別表の仮定俸給又は第三条第一項第二号に規定する年金額の算定の基準となつた俸給（以下「仮定俸給等」という。）が五、四〇〇円未満のときは、その仮定俸給等の一・〇九二倍に相当する金額（円位未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をこの表の仮定俸給とする。

別表第二

仮定俸給	率
二四、四〇〇円をこえ三 五、二一七円以下のもの	一九割。ただし、仮定俸給が二四、四〇〇円をこえ二五、〇〇〇円以下のものにあつては、二五、二〇〇円を仮定俸給とみなしてこの割合による。
二三、六〇〇円をこえ二 四、四〇〇円以下のもの	一九割に二五、三〇〇円と仮定俸給との差額八〇〇円ごとに〇・五割を加えた割合。二四、二〇〇円以下のものにあつては、二四、二〇〇円を仮定俸給とみなしてこの割合による。
二一、六〇〇円をこえ二 三、六〇〇円以下のもの	二〇割。ただし、仮定俸給が一、六〇〇円をこえ一、七〇〇円以下のものにあつては、一、八〇〇円を仮定俸給とみなしてこの割合による。
一、二〇〇円をこえ一 一、六〇〇円以下のもの	二〇・五割。ただし、仮定俸給が一、二〇〇円をこえ一、四〇〇円以下のものにあつては、一、五〇〇円を仮定俸給とみなしてこの割合による。
一、三〇〇円をこえ一 二〇〇円以下のもの	二〇・五割に一、六〇〇円と仮定俸給との差額四〇〇円ごとに〇・五割を加えた割合。二〇〇円以下のものにあつては九、五〇〇円をこえ九、八〇〇円を一〇、〇〇〇円をこえ一〇、一〇〇円以下のものにあつては九、八〇〇円を一〇、一〇〇円をこえ一〇、一〇〇円以下のものにあつては、一、二〇〇円を、それぞれ八〇〇円をこえ一、〇〇〇円以下のものも一円。仮定俸給とみなして、この割合による。
九、〇〇〇円をこえ九、三 〇〇円以下のもの	二三・五割
八、七〇〇円をこえ九、〇 〇〇円以下のもの	二四・五割
八、四〇〇円をこえ八、七 七、一〇〇円をこえ七、五 七、一〇〇円以下のもの	二四・五割。ただし、仮定俸給が八、七〇〇円をこえ八、八〇〇円以下のものにあつては、八、九〇〇円を仮定俸給とみなしてこの割合による。
七、一〇〇円以下のもの	二七割

別表第三

障害の等級	年	金	額
一 級	一七、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一三九、〇〇〇円
二 級	七七、〇〇〇円	七七、〇〇〇円	一三九、〇〇〇円
三 級	四三、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	一三九、〇〇〇円
四 級	三二一、〇〇〇円	三二一、〇〇〇円	一三九、〇〇〇円
五 級			
六 級			

備考

一 障害の等級の区分は、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律(昭和二十九年法律第百五十九号)別表第一に基いて大蔵大臣が定めたところによる。

二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害でそれぞれ恩給法(大正十一年法律第四十八号)別表第一号表ノ二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣の定めるところにより、その障害の程度が四級に該当するものにあつては、「七七、〇〇〇円」とあるのは「九四、〇〇円」と読み替えるものとし、その障害の程度が五級又は六級に該当するものにあつては、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

掲載

【審査報告書は都合により追録に掲載】

昭和三十三年四月十七日

衆議院議長 益谷 秀次

内閣法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

(暫定定員)

二 この法律による改正後の内閣法

第十六条第一項の規定にかかるわざ、内閣官房に置かれる第十四条の二に規定する職員(二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く)の定員は、昭和三十三年九月三十日まで

期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く)の定員は、昭和三十三年九月三十日まで

の間は、四十四人とする。

附 則
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

11

○藤田進君　ただいま議題となりました自治庁設置法の一部を改正する法律案外七件につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を、以下、順次、御報告申し上げます。

ます。自治厅設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

ますと、第一は、自治庁の所掌事務の円滑な遂行をはかるため、長官官房に官房長を置き、これに関連して、長官

官房と財政局の所掌事務について調査報告書を提出する。官房は、官房と財政局の所掌事務について調査報告書を提出する。官房は、官房と財政局の所掌事務について調査報告書を提出する。

について、適当な時期に更新し得る道を開くため、二年の任期を定めること

とした点であり、第三は、財政再建促進の消化促進のため、昭和三十年十二月、自治庁に財政再建消化促進審議会が設置されましたが、今回その任務を終了いたしましたので、同審議会を解散せんとする点であります。その他若干の所要の規定の整備を行なつてお

内閣委員会は、都自治庁長官その他の関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当りましたが、この審議において、官房長設置の理由、鳩山義

内閣以来、歴代内閣の公約である行政機構の簡素化の方針と今回の各設置法の改正案に現われた機構改革との関連等の諸問題、地方公共団体特に再建団体に対する自治庁のあり方等の諸点につきまして質疑応答が行われましたが、その詳細は委員会会議録に譲りたいと存じます。

昨日の委員会におきまして質疑を終り、討論もなく、よつて直ちに本法律案を採決いたしましたところ、賛成者多数をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、建設省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、去る四月十八日、衆議院において修正議決の上、当院に送付せられたものであります。また、本法律案の政府原案の改正の要点を申し上げますと、その第一点は、今回、政府の樹立した新道路整備五カ年計画に基く道路整備事業を強力に推進するため、内部部局としては、道路局の機構を整備拡充し、同局に管理部及び建設部の二部を新設することとともに、地方分部局としては、北陸地方建設局及び四国地方建設局の二地方建設局を新設すること、その第二点は、道路事業等の増大に伴い、事業実施の能率化をはかるため、地方建設局の内部部局につきましては、地理調査所の位置を現在の千葉県より東京都に変更すること等であります。

右 政府原案に対し、衆議院においても、前記の如きの修正がなされました。その第一点は、道路局に管理部及び建設部の二部を設置する規定を削除すること、その第二点は、道路局に次長一人を新設すること、その第三点は、東北及び関東地方建設局の内部部局として用地部を新設する規定を削除すること、以上三点であります。

内閣委員会は、山本衆議院内閣委員の出席を求めて、本法律案ほか衆議院において修正せられた他の設置法改正法案の修正部分について説明を求めま

法律案の政府原案の改正の要点を申上げますと、その第一点は、大臣官房に官房長を設けること、その第二点は、現在、各局に分掌せられている体育に関する事務と学校保健及び学校給食に関する事務を一体的に処理するため、内部部局として体育局を新設すること、その第三点は、故松方氏の所蔵されるかかる美術作品が、今回フランス政府よりわが国に寄贈されることになつたため、これらの作品の保管及び観覽を供するため、近代美術館の分館として西洋美術館を本年十二月一日から設置することになります。

ました。その第一点は、官房長を置く規定を削除すること、その第二点は、西洋美術館は、昭和三十四年四月一日

よりこれを独立の美術館とすること、第三点は、施行期日について所要の修正を加えることであります。

内閣委員会は、松永文部大臣その他
政府委員の出席を求めて、本法律案の

審議に当りましたが、その審議において、体育局の今後の運営方針、テレビ放送の教育面における利用対策、国立

劇場の設置に関する政府の方針、学校給食の運営、体育団体に対する補助金

の問題等の諸点につきましては、質疑応答がありましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

本法律案は、去る四月十八日、衆議院において、政府原案に対し、施行期日につきまして所要の修正を加えられた上、本院に送付せられたものであります。

本法律案は、終戦以来、ソ連により占領され、事實上その支配下にある北方地域に在住していた島民は、土地、家屋その他の財産等を島に残してしまっておるので、これら北方地域と、その島民に関する、諸般の事項について調査、連絡、あつせん及び処理等を行ななければならぬ問題が少くない状況であるので、これらの事務を行い、必要な措置を講ずるために、現在の南方連絡事務局を改組して特別地域連絡局とし、沖縄、小笠原諸島等南方地域のほか、北方地域に関する事務を行なうこととし、ここにこの法律案を提出するに至つた次第である旨、政府は説明いたしております。

次に、この法律案の主要な点を申し上げますと、第一は、總理府本府の内部部局として特別地域連絡局を置き、その所掌事務として、現在、南方連絡事務局で所掌している事務のほか、北

方地域に關し必要な事務を加えたことであり、第二は、日本政府南方連絡事務所を總理府本府の付属機関とし、南方連絡事務局設置法中の日本政府南方連絡事務所に關する規定とはば同様の規定を設けたことがあります。

内閣委員会は、今松總理府総務長官

遇について種々検討を行つたため、昨年六月、臨時恩給等調査会を設置しながら、同調査会における審議の結果が、昨年十一月十五日、政府に報告されたため、政府は今回この報告をもとにしつつ、戦後処理の重要な問題でもあり、

厚の方針に基き、將官級においてはこれを実施せざり、尉官及び佐官級については相当の抑制措置を行なつております。その第二点は、准士官以下の旧軍人、公務扶助料の倍率を増加したること、その第三点は、傷病恩給の増額を実施することともに、階級差を廃止し、

金については、恩給法による同種の恩給の改定措置等を考慮して、従前の最低保障額を引き上げ、第三に、以上の年金額改定のはか、若年者に対する増額分の支給停止、高令者に対する繰り上げ改定その他につきまして、所要の措置を講ずることといたしておなりま

た。次に、「政府は、旧軍人の公務扶助料の倍率を将来引き上げる考え方があるか」との点につきまして、岸総理は、「この点については、問題は倍率にあるのではなく、もちろん実額が現在の額で適當かいかが問題である、社会情勢より見て、その額が少額の場合は、これに合うよう改正するものである」

旨、また、「将来、加算制度を実施する

かどうか」との點は、いわば「」の問題は将来的問題として、国家財政及び

國民感情等を考え合せて適當な方法を

考えたい。この問題は、将来検討を加え

るべき重要な問題である」と答弁があ

りました。その他本法律案に関連して、
二、陪審員会等開廷より二日以内等

では、臨時恩給等調査会の答申の内容は、どの程度尊重されたかの点、扶助

料等において、なお階級差が残されて

おる理由、旧軍人の遺族扶助料を恩給

法のワクよりはずし、別途考慮するこ

との要否、傷病恩給は他の恩給に比

なお健幸に失してないが、また、傷病恩賜の支給に当つては、外形

的傷害に比し、内部疾患が軽視されて

いる点、旧軍人の遺族について、戸籍

上の不合理是正に關する点、元満州國

政府職員及び元満鉄職員に恩給法を適

用することの要否、将来の国民年金と

恩縁との關係及びその説教に関する問題等の諸点につきまして、政府との間

題等の諸忌に付まつて、政府との間
に質疑応答が重ねられましたが、その

詳細については委員会会議録に譲りた

いと存じます。

卷之三

遇について種々検討を行なため、昨年十一月十五日、政府に報告されたが、同調査会における審議の結果が、政府は今回この報告をもとに、つゝ、戦後処理の重要な問題でもあります。また、恩給法それ自体におよぶる案であった戦没軍人遺族並びに職傷者の待遇の改善と、老令退職公務員の待遇の向上に重点を置いて、問題の合的解決をはかるため、本法律案を出したとのことであります。また、今回の改正については、特に次の諸点について留意しておることであります。すなわちその第一は、国家財政を考慮して急激な財政負担を来たさない、四力年にまたがる漸進的な計画もとに所期の目的の達成をはかつたと、その第二は、その実施については、戦没軍人、重傷病者及び高年令を優先したこと、その第三は、待遇改善の対象を六十六才以上の老令者寡婦、遺児及び傷病者としたこと、の第四は、上薄下厚の精神に立脚して、重点を下級者に置いたこと等の点であります。

次に、本法律案の改正の要点を申上げますと、その第一点は、昭和二八年十二月三十一日以前に退職した官並びに旧軍人の仮定俸給の増額改定を行い、これに伴い、普通恩給及び助料の増額を実施すること、なお、一定俸給の増額改定に当つては、上薄

厚の方針に基き、將百級においてはこれを実施せず、尉官及び佐官級については相当の抑制措置を行つております。その第二点は、准士官以下の旧軍人の公務扶助料の倍率を増加したこと、その第三点は、傷病恩給の増額を実施するとともに、階級差を廢止し、また、特別項症、第一項症及び第二項症に該当する者には、新たに介護手当を加給することとしたこと、その第四点は、旧軍人軍属の実在職年のうち、現在、恩給の基礎となる年間に算入されるべきことになつておる実在職年の通算を実施すること、その第五点は、恩給外に高額所得のある者に対する恩給支給額の制限の強化を行うこととした等がその主要な改正点であります。

次に、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別指定法等の規定による年金の額の改定に関する法律案について申し上げます。

まず、この法律案の内容を御説明申しあげますと、この法律案は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別指定法の規定により現に支給されておる年金を、さきに御説明申しあげました恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に連じて改定せんとするものであります。第一に、退職年金、遺族年金等の額を、恩給法による同種の恩給の改定措置に準じて改定し、第二に、公務に基く傷病及び死亡を給付事由とする年

金については、恩給法による同種の恩給の改定措置等を考慮して、従前の最低保障額を引き上げ、第三に、以上の額分の支給停止、高令者に対する繰り上げ改定その他につきまして、所要の措置を講ずることといたしております。

また、国家公務員共済組合法及び公企事業体職員等共済組合法の規定によれば、現に支給されておる年金につきましても、以上申し述べました旧令共済の規定による年金の改定に準じて所要の改正を行わんとするものであります。

内閣委員会は、以上二法案について、まして、岸内閣総理大臣、一萬田大蔵大臣、今松總理府総務長官、その他関係政府委員の出席を求めて、その審議に当りましたが、その審議におきまして、まず、「旧軍人の恩給の増額措置については、今回の改正をもって終りとするか、あるいは将来さらに再検討を行なう考え方であるか」との点につきまして、岸総理は、「この軍人恩給について、今回の改定により、一応主要な問題は政府としては解決されたと理解しておりますが、しかしながら、恩給の処遇上、給与の公平を期するという見地からして、なお残されておる諸問題について、今後とも十分の検討を加え、決してこれをおろそかにすべきものとは考えておらない」旨の答弁がありまし

た。次に、「政府は、旧軍人の公務扶助料の倍率を将来引き上げる考え方があるのではないか」との点につきまして、岸総理は、「この点については、問題は倍率にあるのではなく、もちろん実額が現在の額で適當かいかが問題である、社会情勢より見て、その額が少額の場合は、これに合うよう改正するものである」旨、また、「将来、加算制度を実施するかどうか」との点については、「この問題は将来の問題として、国家財政及び国民感情等を考え合せて適當な方法を考えたい、この問題は、将来検討を加えるべき重要な問題である」旨答弁がありました。その他本法律案に関連して、臨時憲法等調査会の答申の内容は、どの程度尊重されたかの点、扶助料等において、なお階級差が残されておる理由、旧軍人の遺族扶助料を恩給法のワクよりはずし、別途考慮することとの要否、傷病恩給は他の恩給に比し、なお低きに失していないか、また、傷病恩給の支給に当つては、外形的傷害に比し、内部疾患が輕視されている点、旧軍人の遺族について、戸籍上の不合理是正に関する点、元満州国政府職員及び元満鉄職員に恩給法を適用することの要否、将来の国民年金と恩給との関係及びその調整に関する問題等の諸点につきまして、政府との間に質疑応答が重ねられましたが、その詳細については委員会会議録に譲りた
いと存じます。

終了し、次いで討論に入りましたところ、まず、日本社会党を代表して田畠委員より、「第一に、恩給法の改正案は、上意下厚の精神が貫かれておらず、また、傷病恩給が抑止されていること、第二に、臨時恩給等調査会の答申が尊重されておらないこと、第三に、恩給と国民年金との関係について、政府がはつきりした方針を出しておらないこと等の理由により、恩給法等の一部を改正する法律案に反対」の旨の討論が述べられ、次いで、緑風会を代表して島村委員より、「兩法案に賛成」の旨の発言があり、特に恩給法等の一部を改正する法律案については、「第一に、この制度が取り入れられたこと、第三に、文官、武官を通じて仮定俸給の引上げ等、恩給法上の均衡がとられたこと等の理由により賛成」の旨、最後に、自由民主党を代表して大谷賛成委員より、「恩給法の改正案は、多年の懸案であつた恩給法上の不均衡を是正しようと/or>するものであり、特に今回の改正は、いわゆる職業軍人に対してのみ増額を行うものではなく、その大部分は戦没者遺族の扶助料と傷病恩給の改正であり、今回このような改正を行なつたことには心から賛意を表する」旨の發言がありました。

かくて討論を終り、まず、恩給法等の一部を改正する法律案について採決を定し、次いで、旧令による大清組合等からの年金受給者のための特別措置等の規定による年金の額の改定に関する法律案について採決いたしましたところ、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。次に、内閣法の一部を改正する法律案について申し上げます。

報償費及び情報調査委託費の使途等の諸点につきまして質疑応答が行われましたが、この詳細は会議録に譲りたいと存じます。

昨日の委員会におきまして、質疑を終り、討論もなく、よりて直ちに採決いたしましたところ、賛成者多数をもつて、衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、国防会議の構成等に關する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、衆議院において修正議決の上、当院に送付せられたのであります。この改正点は現在置かれている国防会議事務局の業務を円滑に処理せしめるため、参考官一名を増員せんとする点であります。

内閣委員会は、愛知官房長官その他政府委員の出席を求めて、本法律案の審議に当りましたが、その審議におきまして、国防会議及び国防会議監視團の運営状況、国防会議と日米安保委員会との關係、今回の改正により増員せられる定員の必要な理由、国防会議関係予算の使途等の諸点につきまして質疑応答が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

昨日の委員会におきまして、質疑を終り、討論もなく、よりて直ちに採決いたしましたところ、賛成者多数をもつて、衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○謹長(松野謙平君) 恩給法等の一部を改正する法律案に對し、討論の通生がござります。頃次、發言を許します。田畠金光君。

〔田畠金光君登壇、拍手〕

○田畠金光君 私は日本社会党を代表し、ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案に對し、臣対の討論を行ふとするものであります。

恩給制度の歴史的変遷を見て参りますと、明治以降、わが国の官吏制度と表裏一体となって発達してきましたのであります。いわゆる天皇の官吏、大臣の股肱の臣としての文武官に付与された特権的恩恵であったことは否定し得ない事実であり、恩給制度が、過去の幾多の戦争を通じ、戦争遂行の面に、はたまた戦後処理の面におきまつて、大きな支柱であったことは事実であるにちがひません。しかしながら、戦後、連合国最高司令官の覚書に基き、昭和二十一年勅令六十八号により、軍人恩給は、傷病者に対する少額の恩給を除いて廃止されたのでありますが、昭和二十七年、平和条約発効と相前後いたしまして、日本をめぐる内外の軍事的要請は、ことに自衛隊の急速な増強と、古き愛國心の鼓吹に迫られた政府をして、昭和二十八年法律第百五十五号により、旧軍人恩給の復活をはかるに至らしめたのであります。しかして、衛

活された現行軍人恩給は、既得権であるのか、あるいは新しい権利の創設であるのか、議論の分るところであります。法律学者の多くは、既得権にあらず、新しい権利の創設と見てゐるのであります。旧軍人恩給が、ボツダム勅令によつて廢止された歴史的経過に照らしても、この見解が妥当なりと信ずる所以あります。

今次の戦争が、古今未有の規模で行われ、しかも前線、統後の区別はない総力戦であつたという事実に照らしまして、旧軍人恩給についても、このような客觀的情勢によつて相当の制約が加えられましたことは当然であります。かくて、現行軍人恩給が遺族、傷病者の待遇に重点を置き、社会保障的性格を濃厚にして參りましたことは、理の当然と言わなければなりません。ゆえに、政府も今次提案に当たり、遺族、重傷病者、高令者に重点を置き、上に薄く、下に厚くするといふ精神に立脚し、重点を下級者に置いたと言つておりますが、しかし事実は、政府の看板が全く偽わりに終つておることを指摘しなければなりません。なるほど今回の改正に當り、旧軍人の将官については据え置き、佐官、尉官についても、それぞれの制限を付したことは事実でありますが、にもかかわらず、仮定俸給年額は、大將七十二万六千円、大佐三十七万五千円であるのに比し、伍長十万八千円、兵にあって

は、わずかに九万円に過ぎません。上級者は大なり小なり戦争の責任者であります。また、経済取得能力も、過去の蓄積能力も、赤紙応召の下級兵士との比ではないはずであります。恩給受給権は、財産権であり、既得権であって、侵害を許されないという形式的な憲法理論で律するには、あまりにも国民心情と相反するものがあるのであります。遺族扶助料を例にとりますと、准士官以下には倍率改正を行い、また、仮定俸給についても、一万五千円ペースに完全実施したと言つておりますが、兵の扶助料は五万三千二百円に比し、大佐のそれは十一万八千七百円、大将のそれは二十万五千七百円であります。まして、一家の支柱、大黒柱を失い、家族が路頭に迷い、貧窮に陥る事例は、上級者の遺族ではなく、これら下級兵士の遺族であることを知るとき、この不均衡を、このまま放置することは許されるものではありません。世上一部の論者は、いわゆる職業軍人は九万名であり、金額にして二十二億五千万円にすぎないのであるから、旧軍人恩給として、かれこれ批判することは当然のことだと申しておりますが、問題は、まさにそこにあるのであります。百五十余万の遺族の方々、約十三万名に上る傷病軍人の方々は、戦争に際し、公務により、または国の命令による行動等によって、身を犠牲とし、または傷ついた人々でありますから

ら、國がその使用主の責任に立脚してあるいはこれに準する立場において、しかるべき処遇を講ずることは当然であると考えます。しかしに、これらの人々についても、軍人恩給の名において批判が加えられるのは、まことに遺憾であります。わが党は、これらの人々については別個の法律によつて処遇し、もつて恩給亡國等と言われる甘難から救済すべきであると考えます。同時に、職業軍人等については、さぞかしきに大きな所得制限等を加え、もつて国民感情との調和をはかるべきものと考えます。わが党が、収入の低い下級者の公務扶助料については一律五万四千円まで引き上げ、将来、国民年金制度との調整をはかりながら処理することとし、また、これら下級者については、新たなる角度から検討を加え、平均余命率等を根拠にしまして、公債による打ち切り他面、職業軍人等については、新たな補償制度を考えているのも、要は、これなくしては、下級者を優遇することも、国民世論や、国民年金制度との和解調整をはかることも困難であると考えているからであります。ことに、今回の改正案で不當に抑圧されたものは、傷病恩給であり、独占資本には積極的に申されねばなりません。階級差が撤廃漫な施策のしわ寄せが、これら傷病患者の上に現われていることは遺憾しこそあると考えます。

一者には、同一の傷病恩給額を支給するに至つたことは、わが黨の主張に譲歩したものと見てよい。しかし、両手両足のないわゆる第一項症を十七万一千円に引き上げることによって、万事均衡を得たと考えた結果であり、一步前進ではあります。ですが、しかし、両手両足のないわゆる第一項症を十七万一千円に引き上げることによって、万事均衡を得たと考へているが、完全な廢疾者に十七万一千円と、元大將の扶助料二十万五千七百円とでは、経済取得能力の減損度合いから見ても、妥当ではありません。これを要するに、政府の言う、上に薄く下に厚い、精神は完全にじゅうりんされており、遺族と傷病に重点を置いていたとしても、階級差は厳然として残る存し、職業軍人と赤紙応召者の不均衡は、なおはるかに遠く、しかも、最も弱い傷病者等について、多くのしわ寄せが行なわれておることは、臨時恩給等調査会の答申にもそむくものであり、国民世論、国民感情上から申しても許されない措置であり、これが政府案に反対する第一の理由であります。

これだけ文武官の比較論を行なつては危険であります。政府提出法案は、倍率問題ですべてが解決される前提のもとに、遺族団体の要望にこたえたと言つておりますが、事実は全く逆であります。粗雑な内容でありますましたがゆえに、衆議院内閣委員会の審議の最終段階に当り、かつて前例を見ない方法により、福永内閣委員長より質疑の形で問題点を提起し、今松総務長官がこれに答弁するという形で、多くの問題を将来にゆだねているのであります。これらの問題点のうち、一例を旧軍人等恩給失権者に対する加算制度の実施について見て参りますと、いわゆる旧軍人恩給廃止前に普通恩給を受ける権利の裁定を受けた者は、実役三年で恩給受給権が認められているにもかかわらず、ひとしく戦地に勤務した旧軍人でありながら、昭和二十二年二月一日前の未裁定者は、実役二年十一ヶ月でも恩給受給権がないところに、はなはだしい不均衡があるわけでありまして、しかも、これらの該当者は、ほとんどが赤紙忠告者であるところに問題があるわけであります。十七億の新規財源が必要となつて参りますと、約七十五万余人が浮び上つて参りまして、一万五千円ベースで支給いたしますと、ピーク時には、百三十五億の新規財源が必要となつて参りますが、国家財政、国民感情、国民年金制度等との関係を考慮いたしますと

き、「これをどう処理するかといふ」問題は、すみやかに政府としても方針を決定すべき問題であり、ときには国民世論の間隙を縫つて弥縫策に走るなどは、まさに岸内閣の性格を端的に示すものであります。わが党は、こういう責任回避の態度は、戦に糾弾したいと考えているわけであります。このような責任回避の片手落ちの措置が、私の反対する第二の理由であります。

第三の反対の理由は、恩給と国民年金制度の関係におきまして、政府の明確な方針、理念が明らかにされず、結局、恩給制度の前に、国民年金制度が犠牲にされる危険性があるということであります。三十三年度予算によりますれば、恩給年保費は一千一百六億余に上り、三十六年度には一千三百億をこえる見通しであります。さらに先ほど指摘いたしました加算制度の是正、不均衡措置を行うといったしますと、一千五百億をこえる額に上ることは必ずあります。社会保障制度審議会は近く答申するであります。ことにため社会保障を犠牲にせぬようになると、同審議会は、昨年十二月、大内会長の名において、政府に対し、恩給増額の強く申し入れをしている事実を想起すべきであります。昨年十月、厚生大臣の諮問機関で五名の国民年金委員は、中間報告書を出しておますが、それ

によりますと、現在の六十五才以上の老令者を対象として、月額三千円程度の年金制度を実施いたしますと年額千六百億、これに加えまして、重度の身体障害者に月額三千円を支給すれば年額百四十億、母子世帯に月額四千円程度を支給すれば年額三百億、合計千九百四十億の膨大な経費を必要とし、老人人口増大化の傾向は、ますますこの金額を大きくるだらうと指摘してい るわけであります。今回の政府提出法案には、将来の国民年金確立との考慮の上に立つて、何らの展望も具体的施策も方向も、明らかでありません。恩給は雇用関係に基く被用者の権利であり、社会保障は貧民の救済であるといふ観念は、近代国家の理念としては、もはや通用いたしません。福祉国家を目指す先進諸国における社会保障制度の内容と、新たな理念の発展を見落してはならぬと考へるわけであります。社会保障即救貧なりとする考え方は、遺族と傷病者と国民との間を分裂させるものであり、お氣の毒なこれらの人々の立場を、かえつて不幸にするものと申さなければなりません。まして今次大戦の犠牲となつた一般戦争犠牲者は、欠くべからざる措置であると考えるわけであります。

○議長(松野鶴平君) 大谷賛雄君。
の理由でありまして、結局、わが党の恩給法改正の構想に立たなければ、遺族も、傷病者も、老令者も、また、国民一般も救われないのでということを強く訴えまして、私の反対討論を終ることにいたしました。(拍手)

本法律案が今国会に上程をされまして、今まで正に三ヶ月、その間、世上の一部におきましては、軍人恩給の名のもとに、故意に激しい批判を浴びせかけ、しかも、ゆがめる見解と論議を展開して、正しき世論を惑わしめる動きのありましたことは、正義を愛する国民の名において、私は憤りを

るその夫をたちどころに失われ、あつ
いは残酷にも、わがいとしの父親を離
いに奪い去られたる遺児たちの心は
は、身をもつて体験せざる心なき人々
には、とうてい理解し得ざることな
であります。去る者日々にうとしとす
しますが、子をなくし、夫を奪われ
父を失うた人々の心情というものは、

が、毎日のように私の胸の中にわき上つてくるのであります。私の弟が征途に立ちまするときに生まれたばかりの女の子は、今や小学校の六年生になつて、岡崎の祖母の家に引き取られておりまするが、その子の姿を見るたびに、私の胸はつぶれる思いをいたず第であります。弟をなくしてささえか

の理由でありまして、結局、わが党の恩給法改正の構想に立たなければ、遺族も、傷病者も、老令者も、また、国民一般も救われないのでということを強く訴えまして、私の反対討論を終ることにいたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 大谷賛雄君。

〔大谷賛雄君登壇、拍手〕

○大谷賛雄君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま上程になりました恩給法等の一部を改正する法律案に対しまして、賛成の討論を行わんとするものであります。

今日は、くしくも、靖国神社の春の大祭がおこそかに當まれて、全国の遺児たちが神の宮居にぬかずいて、今は言葉なき父の御前に無言の対面をいたしている聖なる日であるのでございます。老いて杖ひく父母たち、心傷つける未亡人の方たちが、おぞそかなる神殿の前にひざまずいて、つましく礼拝恭敬の誠をささげつつあります全国遺族の心の日であります。この記念すべき祭典の行われます日に、全国民期待の中に、昨日、内閣委員会において可決されました本法律案が、ただいまこの本会議に上程をされましたことは、私は國民とともに喜びにたえざる次第でございます。(拍手)私はここに、本法律案に対しまして、心からなる賛意を表することのできますことは、その光栄に深い感激を覚えるものでござい

ます。

て、今まで正に三ヶ月、その間、世上の一部におきましては、軍人恩給の名のもとに、故意に激しい批判を浴びせかけ、しかも、ゆがめる見解と論議を開いて、正しき世論を惑わしめる動きのありましたことは、正義を愛する國民の名において、私は憤りを禁じ得ないものでございます。(拍手)

本法律案が、率直に、しかも明らかに表現をしておりますのは、軍人を業としていた人々に対する恩給の増額では断じてないのです。すなわち、本案の明確に意図しておりますところは、かねて文官との間にきわめて不均衡であつた人々の恩給措置を正しく是正して、その処遇を改善せんとするものであります。しかも、その対象とせるところのものは、遺家族、戦傷病者等の人々が大部分であつて、九割以上を占めているのであります。いわゆる軍人恩給という、間違える邪見曲解は、全く当らざるものなはだしいものと言わざるを得ません。國家にその尊い生命を擲げられたる殉國の英雄の御遺族に対して、公務扶助料を贈り、あるいはお互い国民にかわって、戦場に傷つける人々に対して、國民としての心からなる感謝と敬意を表明せんとするものであります。

今さら申し上げるまでもありません。杖柱と頼んでいるわが愛する子を國にささげ、一片の令状によつて愛す

いは残酷にも、わがいとしの父親を殺すに奪い去られたる遺児たちの心は、身をもつて体験せざる心なき人には、とうてい理解し得ざることあります。去る日々にうとしましますが、子をなくし、夫を奪われ、父を失った人々の心情というものは、日さえたば忘れ去るというがごとき單純なものでは絶対にあり得ないのです。尽きざる寂寥と、はらわたを断つ思いはますます深く、ますます濃くなるものであります。現に私は、ただ一人の弟を南洋ボルネオの世界に失つたものであります。晚学三十にして学を終え、教職についておつたのが、一片の令状によって召集をされ、結婚わずか一年の若妻と、生まれたばかりのみどり児をあとに残して、遠く戦地に立つて行つたのであります。そうして戦い終つて、直後、一片の戦死公報が届けられたのであります。そろそろ遺骨のかわりとして届けられましたのは、一握りの砂だけでありました。遺体も遺骨もなく、一握りの砂を仏壇に飾つて村葬は終つたのであります。従いまして、私自身の気持は、いまだに戦死したという切実な感じがわいてこないのであります。ラジオや新聞に引揚者の名前が出るたびに、わが弟の名前を探さずにはおれぬよくな、実は心地であるのでござります。今にまで帰つて来るか、帰つて来るかとの思い

今次大戦の犠牲となつた一般戦争犠牲者との処遇の均衡や、感情の融和をはかる上からも、恩給と社会保障の調整とは、欠くべからざる措置であると考えるわけであります。

の本会議に上程をされましたことは、私は國民とともに喜びにたえざる次第でござります。(拍手)私はここに、本法律案に対しまして、心からなる賛意を表することのできますことは、その光栄に深い感激を覚えるものでござります。

り、あるいはお互い国民にかわって、戦場に傷つける人々に対して、國民としての心からなる感謝と敬意を表明せんとするものであります。

今さら申し上げるまでもありませ
ん。杖柱と頼んでいるわが愛する子を
國にさしあげ、一片の命状によつて愛す

従いまして、私自身の気持は、いま
に戦死したという切実な感じがわいて
こないのであります。ラジオや新聞に
引揚者の名前が出たびに、わが弟の
名前を探さずにはおれぬよろな、実は
心境であるのでござります。今にメ
帰つて来るか、帰つて来るかとの思い

たと、きめつけているのであります
淨土においてます英魂は、この不遙きわ
まる言辞に對して、おそらくは限りな
い憤激を覚えておられるることと信する
のであります。

官報 (号外)

党政府が、この際、文官恩給に比して、はなはだ不公平、不均衡なる措置を受けておられた戦没軍人遺族と戦傷病者の待遇改善、並びに老令退職公務員等のその待遇の向上に重点を置いて、この問題の総合的解決をはからんとするものでありますて、これが実施に当たりましては、遺族、戦傷病者あるいは高年令者を先として、その待遇の改善は六十才以上の老令者、未亡人、遺児、戦傷病者という順序で、しかも先ほど、上に薄く下に厚いということは、うそだということでありますけれども、歳として下に厚く上に薄いという根本理念をもつて処置をするなど、あるいはまた、傷病恩給に対しましては、階級制を排除する。こういつた社会保障的の考慮を払っている等の点につきまして、私どもは大いに賛意を表するものであります。

準世帯、母と二人の子供に対しまして月額七千八百三十円であります。かれこれ相比較いたしましたときに、遺族の扶助料がいかに少いものであるかということは、これをもつても明らかであります。絶対に断わることのできない一片の召集令状によつて、国家に一ヶ月をささげたるこれらの方々の扶助料が、単に生活に困る人に与えられる生活保護費の半額というようなことは、相濟まぬ次第であります。しかしながら、國家財政の許さざる今日にちましても、やむを得ぬ次第ではありますけれども、これをもつて決して多額ということは、断じて申しがたいのでございます。いわんや、これらの措置をもつて、再軍備に通ずるもののが多い民族、同じ同胞なりや、疑いなきを得ないと思うのでござります。(拍手)

見解をもつてすれば、恩給制度は恩給制度と、並立して何ら差しつかえはないのである。現に、わが自由民主党は、「社会保障制度は社会保障制度である。国民年金制度の実施をやるうとしておるのであります。現に、歐米各国においても、また、社会党さんの礼賛されるかに見えるソ連においても、軍人恩給制度といふものは敵として存在をしておるのであります。

(拍手)社会党の盟友諸君、諸君は、一方には本法案を再軍備を目的とするものとみなしながら、一方には遺族、傷痍軍人に、ただいまも田畠君は、同情の言辞を弄しておられるのであります。私は、友党と信する日本社会党の心情を理解することに苦しむものであります。首尾一貫を欠くといふ言葉は、社会党のために作られたものか知らんといちふうに感ぜざるを得ないのです。願わくは、二大政党の方の雄たる社会党諸君は、すみやかによろめきを脱却して、筋金入りの社会党として私は成長されることを念じてやまぬであります。それでなくては、いかに鈴木委員長が呼号されましても、高き空想として舞い上つてしまふであろうとおそれるものでござります。

私は、本法律案が可決されることによりまして、恩給が是正をされ、不合理

の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、内閣法の一部を改正する法律案及び国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十一、水洗炭業に関する法律案(衆議院提出)

日程第十二、航空機工業振興法案(内閣提出、衆議院送付)

卷之三

業を行う場所を管轄する市町村長を経由してしなければならない。

2 前項の場合において、当該市町村長は、当該登録の申請、届出及び報告についての意見書を添えることができる。

3 都道府県知事は、第十三条第一項の規定による命令をしてようとするとき、及び第二十三条第二項の規定により申立の理由を審査するときは、当該事業を行なう場所を管轄する市町村長の意見を聞くなければならない。

4 都道府県知事は、第二十五条第一項の規定により権利の調査のため聴聞をしようとするときは、損害が生じている地を管轄する市町長の意見を聞くなければならない。

官(号)外

(融資のあつせん等)

第三十一条 都道府県知事は、水洗炭業者がその施設による被害を防止するため、沈でん池その他の施設を設置し、又は改善しようとすることにおいて、必要があると認めるときは、当該水洗炭業者に対し、資金の融通のあつせん等の措置を講ずることができる。

(異議の申立等)

第三十二条 この法律の規定による都道府県知事は、第十九条第一項の規定による登録の申請を受けた事業を行なう場所における場合において、必要があると認めたときは、當該登録の申請に付する要項について、都道府県知事は、都道府県知事に対し、省以内に、都道府県知事に対し、省

令で定める手続に従い異議の申立てをすることができる。

2 前項の異議の申立てがあつた場合には、都道府県知事は、申立てを受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならない。

3 前項の規定による都道府県知事の決定に不服のある者は、通商産業大臣に訴願提起することができる。

(異議の申立てと処分の執行)

第三十三条 異議の申立ては、処分の執行を停止しない。ただし、都道府県知事は、处分の執行により生ずることのある償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、その執行を停止することができる。

2 都道府県知事は、前項ただし書き

の規定による決定をしたときは、第三十六条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

3 虚偽又は不正の事実に基いて

第五条第一項の規定による登録を受けた者

4 第十三条第二項又は第十四条

第一項の事業停止命令に違反した者

5 第十六条 次の各号の一に該当す

る者は、五万円以下の罰金に処する。

6 第四条第一項の規定による登

録申請書又は同条第二項の規定による添附書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

7 第六条第二項の規定に違反し

てその名義を他人に利用させた者

8 この法律施行の際、現に水洗炭

業に虚偽の記載をしてこれを提出した者

3 前二項に規定するものを除く者は、審議会の組織及び運営に關係する者は、二万円以下の罰金に処されを併科する。

4 第九条第一項の規定による書類を提出せず、又はその書類に虚偽の記載をした者

5 第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

6 第九条第一項の規定による登録を受けないで水洗炭業を營んだ者

7 第九条第一項の規定による登録を受けた事業を行なう場所以外の場所で水洗炭業を營んだ者

8 第九条第一項の規定による登録を受けた者

9 第九条第一項の規定による登録を受けた者

10 第九条第一項の規定による登録を受けた者

11 第九条第一項の規定による登録を受けた者

12 第九条第一項の規定による登録を受けた者

13 第九条第一項の規定による登録を受けた者

14 第九条第一項の規定による登録を受けた者

15 第九条第一項の規定による登録を受けた者

16 第九条第一項の規定による登録を受けた者

17 第九条第一項の規定による登録を受けた者

18 第九条第一項の規定による登録を受けた者

19 第九条第一項の規定による登録を受けた者

20 第九条第一項の規定による登録を受けた者

21 第九条第一項の規定による登録を受けた者

22 第九条第一項の規定による登録を受けた者

23 第九条第一項の規定による登録を受けた者

24 第九条第一項の規定による登録を受けた者

25 第九条第一項の規定による登録を受けた者

26 第九条第一項の規定による登録を受けた者

27 第九条第一項の規定による登録を受けた者

28 第九条第一項の規定による登録を受けた者

29 第九条第一項の規定による登録を受けた者

30 第九条第一項の規定による登録を受けた者

類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

31 第三十七条 次の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

32 第三十八条 法人の代表者又は法人の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十五条から前条までの違反行為をしたときは、若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の行為を罰するほか、その法

33 第三十九条 第十条の規定による届出を怠つた者は、一万円以下の過料に処する。

34 第四十一条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

35 第四十二条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

36 第四十三条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

37 第四十四条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

38 第四十五条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

39 第四十六条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

40 第四十七条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

41 第四十八条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

42 第四十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

43 第五十条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

44 第五十一条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

45 第五十二条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

46 第五十三条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

47 第五十四条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

48 第五十五条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

49 第五十六条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

50 第五十七条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

51 第五十八条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

52 第五十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

53 第六十条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

54 第六十一条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

55 第六十一条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

56 第六十一条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

57 第六十一条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

58 第六十一条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

59 第六十一条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

業を営んでいる者は、第五条第一項の規定による登録を受けないで、その施行の日から起算して六十日間を限り、水洗炭業者とみなす。その者がその期間内に第四条第一項の規定により登録を申請した場合において、その期間を超過したときは、その申請に対する处罚のある日まで、また同様とする。

60 第六章 裁則

一 第九条第一項の規定する書類を提出せず、又はその書類に虚偽の記載をした者

61 第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

62 第九条第一項の規定による登録を受けないで水洗炭業を營んだ者

63 第三十五条第一項の規定による登録を受けた事業を行なう場所以外の場所で水洗炭業を營んだ者

64 第三十七条第一項の規定による登録を受けた者

65 第三十八条第一項の規定による登録を受けた者

66 第三十九条第一項の規定による登録を受けた者

67 第四十一条第一項の規定による登録を受けた者

68 第四十二条第一項の規定による登録を受けた者

69 第四十三条第一項の規定による登録を受けた者

70 第四十四条第一項の規定による登録を受けた者

71 第四十五条第一項の規定による登録を受けた者

72 第四十六条第一項の規定による登録を受けた者

73 第四十七条第一項の規定による登録を受けた者

74 第四十八条第一項の規定による登録を受けた者

75 第四十九条第一項の規定による登録を受けた者

76 第五十条第一項の規定による登録を受けた者

77 第五十一条第一項の規定による登録を受けた者

78 第五十二条第一項の規定による登録を受けた者

79 第五十三条第一項の規定による登録を受けた者

80 第五十四条第一項の規定による登録を受けた者

81 第五十五条第一項の規定による登録を受けた者

82 第五十六条第一項の規定による登録を受けた者

83 第五十七条第一項の規定による登録を受けた者

84 第五十八条第一項の規定による登録を受けた者

85 第五十九条第一項の規定による登録を受けた者

86 第六十条第一項の規定による登録を受けた者

一、日程第十 国防会議の構成等に

関する法律の一部を改正する法律

案

一、日程第十一 水洗機業に關する

法律案

一、日程第十二 航空機工業振興法

案

一、日程第十三乃至第二十二の請願

一、日程第二十三乃至第二十五の請願

願

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君

副議長 寺尾 豊君

議員

中山 福藏君

田中 茂徳君

手島 栄君

島村 勇雄君

上林 忠次君

佐藤 尚武君

松平 勇雄君

森 八三一君

青山 正一君

宮城タマヨ君

早川 慎一君

谷口弥三郎君

木内 四郎君

本多 市郎君

加賀山之雄君

田村 文吉君

順造君

新谷寅三郎君

森田 義衡君

笠森 顺造君

村上 義一君

市郎君

江藤 智君

成田 一郎君

堀本 宜實君

大谷藤之助君

吉江 勝保君

前田佳都男君

青柳 秀夫君

小西 英雄君

井村 德二君

小林 武治君

大谷 賢雄君

有馬 英二君

近藤 鶴代君

石坂 豊一君

斎藤 昇君

川村 春彦君

植竹 安井

安井 謙君

河野 謙三君

杉山 昌作君

田中 常岡

佐藤 常一君

島村 勇雄君

松平 勇雄君

上林 忠次君

佐藤 尚武君

森 八三一君

青山 正一君

宮城タマヨ君

早川 慎一君

谷口弥三郎君

木内 四郎君

本多 市郎君

加賀山之雄君

田村 文吉君

順造君

新谷寅三郎君

森田 義衡君

笠森 顺造君

村上 義一君

市郎君

仲原 善一君

西田 信一君

鈴木 万平君

塙見 俊二君

雨森 常夫君

藤田藤太郎君

木下 友敬君

山本 繩勝君

亀田 得治君

山本 繩勝君

安部キミ子君

東 隆君

柴谷 要君

大谷 賢雄君

木島 虎藏君

大谷 繩潤君

小柳 牧衛君

木暮武太夫君

廣瀬 久忠君

草葉 隆圓君

大野木秀次郎君

野村吉三郎君

平井 太郎君

大野木秀次郎君

増原 恵吉君

榎原 亨君

宮澤 喜一君

後藤 義隆君

横山 フク君

土田国太郎君

伊能 芳雄君

三浦 義男君

高橋 俊八君

佐野 幸雄君

千田 正君

大河原 一次君

田畠 長造君

坂本 昭君

秋山 俊介君

金光君

伊藤 順道君

天坊 裕彦君

泉山 三六君

林屋龜次郎君

横川 信夫君

吉田 萬次君

勝俣 慢君

森中 守義君

山下 義信君

内村 清次君

山田 節男君

松永 忠二君

岡 三郎君

大倉 久保 等君

大和 与一君

近藤 信一君

大倉 精一君

阿具根 登君

吉田 法晴君

藤田 進君

島 吉雄君

中田 道子君

藤原 道子君

竹中 勝男君

安井 謙君

松澤 兼人君

大笠原 三三勇君

小林 孝平君

田中 一君

松村 秀逸君

市川 房枝君

千葉 信君

松本治一郎君

岩間 正男君

平島 敏夫君

高橋 衛君

佐野 延助君

千田 正君

大河原 一次君

北條 勇助君

坂本 昭君

秋山 俊介君

田畠 長造君

金光君

伊藤 順道君

片岡 文重君

重盛 寿治君

羽生 三七君

曾祢 益君

栗山 良夫君

棚橋 小虎君

唐澤 俊樹君

東君

松永 祐二君

唐澤 俊樹君

文部大臣

法務大臣

内閣官房長官

愛知 桑一君

総理府総務長官

今松 治郎君

総理府恩給局長

八卷淳之輔君

法務政務次官

横川 信夫君

大蔵政務次官

白井 勇君

農林政務次官

瀬戸山三男君

通商産業 政務次官

白瀬 仁吉君

内閣政務次官

堀内 一雄君

農林政務次官

瀬戸山三男君

通商産業 政務次官

堀内 一雄君

農林政務次官

瀬戸山三男君

通商産業 政務次官

堀内 一雄君

農林政務次官

堀内 一雄君

通商産業 政務次官

堀内 一雄君

農林政務次官

堀内 一雄君

農林政務次官

片岡 文重君

永岡 光治君

岩沢 三七君

栗山 良夫君

棚橋 小虎君

山田 節男君

唐澤 俊樹君

東君

松永 祐二君

唐澤 俊樹君

文部大臣

法務大臣

内閣官房長官

愛知 桑一君

総理府総務長官

今松 治郎君

総理府恩給局長

八卷淳之輔君

法務政務次官

白井 勇君

農林政務次官

瀬戸山三男君

通商産業 政務次官

白瀬 仁吉君

内閣政務次官

堀内 一雄君

農林政務次官

瀬戸山三男君

通商産業 政務次官

堀内 一雄君

農林政務次官

堀内 一雄君

通商産業 政務次官

堀内 一雄君

農林政務次官

片岡 文重君

永岡 光治君

岩沢 三七君

栗山 良夫君

棚橋 小虎君

山田 節男君

唐澤 俊樹君

東君

松永 祐二君

唐澤 俊樹君

文部大臣

法務大臣

内閣官房長官

愛知 桑一君

総理府総務長官

今松 治郎君

総理府恩給局長

八卷淳之輔君

法務政務次官

白井 勇君

農林政務次官

瀬戸山三男君

通商産業 政務次官

白瀬 仁吉君

内閣政務次官

堀内 一雄君

農林政務次官

瀬戸山三男君

通商産業 政務次官

堀内 一雄君

農林政務次官

堀内 一雄君

通商産業 政務次官

堀内 一雄君

農林政務次官

正

予備

予備費の

正

昭和三十三年四月三十日 参議院会議録第二十七号

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価
一部十五円
(但し良質紙は二十円)
配送料共一
発行所
東京都新宿区市名本町一五
大藏省印刷局
電報九段御三
一三二四四六